

第二章 開村以前

第一節 場所と運上金

和人が蝦夷地（北海道）へ渡るようになるとアイヌとのふれあいができ、アイヌの生活も少しずつ変わっていった。

松前藩が北海道を支配するようになると米の採れない蝦夷地では禄米を給することができなかつたので、産物による本州との交易で米などの必需物を得る方法がとられた。

そのため蝦夷地を多くの区域に分割して「場所」と称し、藩主の直領や藩士に与えてアイヌと物品交易を行い、その利益を禄に当てていた。アイヌには酒、煙草、米、衣類、刃剣、漆器などを持って行き、魚や獣皮などと交換する物々交換であつて、このアイヌとの交易権は領主が徳川幕府の許可を得て独占していたものであつた。

当時は滝川地方も石狩場所に属した。石狩には一三場所とひとつの元場所を設けた。一三場所とはトクピタ・ハッサブ（糞寒）・上サッポロ（上札幌）・下サッポロ・上シノロ（上篠路あるいはナイボという）・下シノロ（単にシノロともいう）・上ツイシカリ（上対雁）・下ツイシカリ・シママップ（島松）・上ユウバリ（上夕張）・下ユウバリ・上カパタ（上樺戸）・下カパタであつて、これを藩臣に与え元場所は石狩で

藩主の直領とした。知行主みずから船で交易をしたといわれる。この交易は「蝦夷介抱」ともいわれ、アイヌの不足している品物を与えて介抱してやるというのが最初の趣旨で、知行主と酋長とは友人関係であるため、毎年一回知行主は場所を訪れ、先方の喜びそうなものを与える。それに対してアイヌも土地の産物を返礼として贈るというものであつた。しだいに返礼品を予期し目当として交易がなされ、形式的な友好となり、事実上は利潤を目的とする経済的交易に変わっていった。

当初はいわゆる武士の商法で利益を得ることもむずかしく、商人に場所を請負わせるようになり一定の料金を取る方法になつた。

この料金を「運上金」といい、商人を「請負人」、その建物を「運上屋」とよんだ。請負人は支配人や通弁、番人らに交易をさせた。

請負人は生産高を上げるためアイヌを直接使役するようになり、その労働強化をはかり企業的になつていった。賃金として渡す品物は高価に見積つたり、受取る物を安くして、アイヌの得るものが極端に少なくなるようなことが各地で起きていた。

また和人は出稼人で悪質なものが多く、物品の横奪やアイヌの女を奪つた。当時は和人定住を許されず、和人の女はいない状態であつたからメノコの買取りもあつたりしてアイヌの反感をかい、ついに和人虐殺などの大暴動が起こるといふ騒ぎもあつた。

寛政元年（一七八九）八月騒ぎもおさまつて蝦夷撫育のため松前第一の富豪阿部屋村山伝兵衛に蝦夷介抱を命じ、道内各地に介抱品を与えて蝦夷を安堵させた。阿部屋は石狩・厚田・増毛場所などの請

負人であつた。

各請負場所調(請負人履歴)

アツタ	請負人	松前唐津内町	浜屋与三右衛門
金 一九〇兩	運上金	一 船	三八艘
金 二二兩	差荷物料	一 内漁船二八艘	川舟一艘
金 二二九兩二分	仕向金	一 蝦夷舟	九艘
ハマシケ江	六里半	一 奠海舟	
人別	五一人	一 鮭	千石目
番家		一 金	一三〇兩 秋味運上
金 一、九一二兩	慶応二寅年三月増運上金	永式百廿四文	
箱館ヨリ陸路一三八里	海路同	一 船掛場	沓ヶ所
運上家	一 軒	一 鮭	一万九千石目
藏	一 軒	一 鮑	
(内備藏一軒、米藏一軒、 雜藏九軒)			

ハマシケ	請負人	松前唐津内町	伊達林右エ門
金 二六七兩	運上金	一 通行家	一 軒
永式百廿式文六分		一 板藏	一四軒
金 七四兩二分	仕向金	一 船	七八艘
マシケ江	拾里七丁七間	一 内 漁船二六艘	蝦夷船二六艘
箱館ヨリ陸路一四五里	三二丁	一 船掛り場	沓ヶ所但海岸ヨリ
海路一〇〇里程			拾五丁
人別	二〇二人	一 鮭	三千石目
運上家	一 軒	一 鮭	五〇〇石目
マシケ	請負人(ハマシケと同人)	伊達林右エ門	
金 一、一七〇兩	運上金	一 藏二五軒	但板藏、萱藏共
金 三九一兩三分	永六八文九分	一 船	
ル、モツベ江	四里拾丁	一 船掛り場	一ヶ所但海岸ヨリ七、八丁
箱館ヨリ陸路一五四里	三二丁	一 大船	一四丁

海路一七里三五丁	一 鮭	二万六千石目	
人別	一四六人	一 奠海舟	
運上家	一 軒	一 鮑	
通行家	一 軒	一 鮭	二千五百石目
イシカリ	請負人	松前川原町	阿部屋伝次郎
金 一、三三九兩	運上金	一 箱館ヨリ陸路	一三五里
金 二七二兩二分	仕向金	海路	一二三里程
永二二八文		一 人別	七二六人
境ヨリ境迄	四里半	一 勤番所	一 軒
アツタ江	三里一六丁二間	一 元小家	一 軒
東蝦夷地	ユウフツ境迄	一 藏	四一軒
川通り	拾八里十八丁	一 漁船	一二二艘
船掛り場	一ヶ所		

注 寛政八年阿部屋から場所が取上げられ、同十一年石狩その他五場所が返還されたのだが、この記録は文化年代以降の請負人である。

△函館図書館蔵▽

松浦武四郎の蝦夷日誌には次のように記されている。
イシカリ 運上家阿部伝次郎 支配人末吉 御休間口一八間 奥行八間半
土藏物置八ヶ所 蝦夷人小屋一六ヶ所ありシヤモ住家一所有 此所にイシカリ川と申す大川あり、川の広さ二〇〇間余も有之候 川奥里数凡一〇三里あり 此川筋にて鮭漁夥敷有なり 此所の海遠浅にして砂浜なり 見渡せぬ程の平地にして誠に宜敷処なり

その後、幕府は蝦夷の撫育教導に細心の注意を払い、蝦夷介抱をさせ物産に対して不法があつてはならない旨を布達させて一般を戒めた。ことに当時はロシアの南進があり、もし蝦夷が和人にそむいてロシアのいうことを聞くようになると蝦夷地の維持ができなくなると考え、蝦夷撫育は国防上の急務であつた。

また、北辺へはロシアの南進の動きのほか英船・オランダ船な

どが探検調査に来ており、蝦夷地に寄港するようになったため、幕府は北辺の警備と調査に力を入れ始めた。

第二節 初期の探検時代

江戸幕府が嚴重な鎖国令を発していたころの寛永二十年（一六四三）にオランダ船ドフリースが厚岸に入港来泊したのがヨーロッパ船の寄港第一号であるが、その後、次々と金銀島探検を目的とする船が来るようになり、日本北辺の様子が明らかにされていった。

これに続いて露人の南下があり千島への出猟や領土侵略の動きがあるところから、松前藩でも蝦夷島の調査に迫られた。

寛文元年（一六六一）六代松前矩広の命により吉田作兵衛が蝦夷島を一周して地図を作成した。しかし、まだ内陸部については未知であった。

十八世紀に入ったころ蝦夷地開拓意見や蝦夷地経営論などが出た。千島、樺太を南下するロシアの勢力がしだいに切迫した事を感じた幕府は、天明五年（一七八五）に普請役山口鉄五郎・青島俊蔵らに蝦夷調査を命じ、四月、東と西蝦夷調査に分かれ、翌六年も調査するためその年は福山に越年し、六年は千島・樺太を調査した。この千島調査に最上徳内がいた。

最上徳内は青島俊蔵の従者であったが、一行中第一の探検功労者となった。徳内は宝暦五年（一七五五）出羽国（山形県）村山郡楯岡村の農家に生れ、天明元年（一七八一）に江戸に出て本多三郎右衛門利

明の門に学び、当時既に天文、地理に通じていたという。師利明の蝦夷行き希望を入れられたが、師は病氣としてこれを徳内常矩に行かせたものである。最上徳内はその後も数度にわたって探検している。

寛政元年（一七八九）国後、同三年に択捉、得撫、同四年にカラフト、同十年に大河内善兵衛の従者として調査に加わった時に近藤重蔵と会う。同十一年、文化二年（一八〇五）、同四年箱館奉行支配調役、同五年にカラフトと蝦夷地・千島・カラフトと計一〇回にわたる探検調査を行っている。その見聞を「蝦夷草紙」に「大河の事」として石狩川にふれている



最上徳内

として石狩川にふれているが、みずから石狩川を遡ったものではなく人に聞いたものを書いたものであろうといわれる。

近藤重蔵

寛政十年四月渡辺久蔵胤、大河内善兵衛政寿、三橋藤右衛門成方に幕府は近年異国船が蝦夷地に来泊しているがその調査と北辺の探検を命じた。大河内善兵衛は東蝦夷地を巡回したが、これに同行した近藤重



蔵、最上徳内は進んで国後、択捉両島を探検し国後に三基・択捉に一基建標したが、択捉については「大日本恵登呂府江戸近藤重蔵建」の標柱を建てた。

三橋成方は西蝦夷地を巡視して宗谷に至り、帰途下僚と天塩川を遡らせ内陸の探検を行わせたが、石狩川上流に出て状況を視察したあと千歳を越えて福山についたという。

近藤重蔵はその後の同十二年、享和元年、二年、文化四年（一八〇七）にも探検調査しているが、文化四年には西蝦夷地調査で石狩の奥地に入り調査をしている。重蔵は明和八年（一七七二）町与力の子として江戸駒込に生まれ、寛政二年、御先手与力を命ぜられ、同七年に長崎奉行に出役、同九年支配勘定、関東郡代付となつて同十年に蝦夷地出張、文化五年書物奉行となつてゐる。

奥蝦夷地天塩川より石狩川まで川筋、山中凡そ百八十三里の河御用地以来無場所、雪中山越野宿等仕り御取締筋の処取調べ殊に石狩川にて破船仕り覆溺に及び川幅凡そ七八十間の処百間程流され、御朱印まで水中に入候へ共破船ながらも別条なく相凌ぎ御用筋取調べ申し候

△第二の勤書▽

重蔵は天塩川から塩狩峠を越えて石狩川に出て舟も丸木舟に乗つて転覆したもので当時の苦勞がしのばれる。

重蔵は蝦夷地開拓への情熱と抱負をもつて使命をはたしたといえる。文化四年西蝦夷地探検後に「惣蝦夷地御要害之儀ニ付心得候趣申上候書付」という上申書がある。

イシカリ川の儀は総蝦夷地の中央第一の大河にて、右川筋水源まで凡そ百里余の間、左右うち開け候。平地沃野のみにて林木繁茂、夷人所々に住居、川上まで夷人の糧魚おびただしくこれあり、東西南北遠山遙かに相囲みて平地の分長を絶ち短を補ひ候はば方百里余もせまるに相成べく、その上右枝流東の方は

ユウブツ川へ連り、トカチ川に接し、西はテシヲ川ならびにマンケ川、ルルモベツ川へ通じ、東北はソウヤの川とシベツ川辺へ達し、四方通路殊に宜敷、実に惣夷の中国枢要の地にして、奥州路の内大概仙台領の疆域よりもお相開申、山際遠き様子相見申候。これに加えてイシカリの義は蝦夷第一の都会の地の由、前々番人夷人共申伝へ諸方蝦夷人入込み住み居つかまつり候上（中略）

このたびイシカリ並にテシヲ川筋にてとくと承けただし候所別図面の通り、中地へ通路相開き候へば海岸より凡そ三分の一は近き所もこれあり候。則ち松前より西地へ出で東北尺頭シヤリへ参り候節は凡そ四十五泊、東北へ出シヤリへ参候節は凡そ三十三泊にこれあり候ところイシカリ筋道路相開候はば凡そ二十二泊にてシヤリへ出で申すべく候。右の通り中地へ大道相開き、十里に一亭と申す如く八九里づつ薪水よろしき地所へ旅泊補理、此家道具はこの筋松前不用の土屋敷の家作を相廻し、夷人の内老人または病身等にて漁業不精のものへ番致させ、もつとも和人も一兩人づつ作物作りに致させ候てなりとも番致させ所々へ駄馬相廻し荷物等継送は最寄近き所へ夫役相定め置き候か。または賃金安き和人を雇ひ置候か仕方相立て申すべく、それより追々四方海岸までに便路相開き候はば三年を出でずして道路四通発達仕るべく候。（略）

このように卓越した意見を述べているが、中地への道路開きと旅泊中継は明治に入って実施され、石狩開発の夢が実現されることになった。

北方探検に名をとどめているのは前記以外に、寛政十二年に国後・択捉の調査をした伊能忠敬・間宮林蔵などがおり、特に間宮林蔵は和人としては一人で北蝦夷（樺太）から東シベリヤに渡り、黒竜江下流デレンまで行き、帰途に間宮海峡を通過して樺太島とシベリヤ大陸の間が海峡であることを証明して、以後間宮海峡と名づけられたことは有名である。

注 間宮林蔵一人の探検ではなく蝦夷数名が同行している。

蝦夷内陸部の調査はこの時代ではまだ明確にはなっていないかつ

た。

第三節 松浦武四郎と滝川

本道内陸部、特に滝川を含む地方の石狩川とその支流を詳細に記録探検したのは十九世紀の中ごろに当たると、安政三年（一八五六）以来奥地探検をした松浦武四郎である。



松浦武四郎

松浦武四郎は文政元年（一八一八）二月に伊勢の国一志郡須川村（現三重県一志郡三雲村）に郷土の子として生まれ、一七歳で郷里を離れ日本全国を四年間で踏破し、五年間平戸で住職をした。

その後、弘化二年（一八四五）から単身蝦夷地に渡り、商人となって東海岸知床へ、また医師の従僕となって西蝦夷を視察した。嘉永二年（一八四九）には千島に渡り、広く蝦夷地を実見して「三航蝦夷日誌」三十五巻を著し、安政三年に見出されて箱館奉行雇となった。この時の年齢は三九歳であった。

三年間、蝦夷地、北蝦夷地を調査して「東西蝦夷山川地理取調図」二八冊、「同日誌」六〇巻、その他多くの著作がある。

字は子重。北海道人、憂北生、多気志楼、馬角斎などの号がある。

明治二年、新政府開拓判官となり、同三年三月退官しているが、

独力で大事業を完成したこともさることながら、すこぶる健筆で詳細をきわめており蝦夷地に関する多くの著述を残したばかりでなく、蝦夷地に対する世の関心を引き、蝦夷地を開拓する糸口を与えた功績は誠に大きいものがある。

滝川及びその近辺に関する記録も多いが、その二、三を挙げれば次のとおりである。

安政三年（一八五六）五月七日 石狩場所詰、水野市郎右衛門・武藤元貞・広田八十五郎・吉沢佐一郎来る。又松前詰、合下国務其辺の案内なすなり。千歳通越後国鳥井権之助来る。是より隊長に同船するよし、今夕支配人林太郎・園吉を呼出してヌプシヤ越の事を案内申附れども一向其辺の案内存候者無よしにて承諾せざりし故、此方よりシノロ土人エンリシウ、トック土人セツカウシ、トミハセ、ウリウ土人□□□の四人其外強壯の者四人を貸し呉候様申聞候に付漸々案内可仕候由申出。依て立石を同道申附る。

八日 米、味噌、酒、煙草、鍋、釜、細引の用意して微明出立、隊長は此処にて御用引渡有て滞留のよし、夜ツイシカリに泊る。其召連候土人は、シノロ乙名エンリシウ、トックのトミハセ、上川アイランケ、同ニホウンデ、中川乙名セツカウシ、トックのイタハウシ、同ヒコツチウシ、上川イワンハカル、番人甚左衛門。此夜津石狩番屋にて泊る。此処に幸五郎と云もの一人留守番なしたり。

九日 出立、唯揆^{ヒキ}上る斗りなり。七ツ過にニルルオマイにて泊る。

十日 同じく揆上る斗りなり、此地にて土人一軒を見るエナヲトクミと云よし、盲人なり。

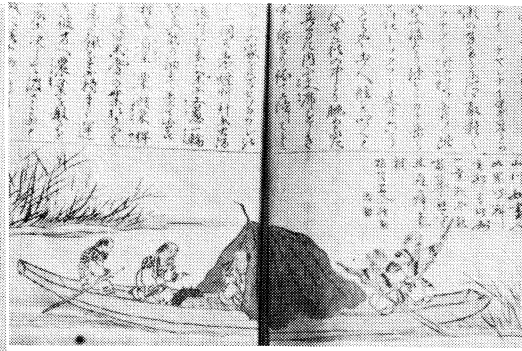
十一日 ハツ過にトツ、に泊る。（中略）〔滝川とアイヌ〕の項参照

十二日 今朝いつもより早く起きて揆上り昼頃にウリウプトと云に到る。是より左に入り半里斗行、ヲモシロナイと云に到りて泊る。爰にて皆楡皮を剥でシトケリと云草鞋を作りたり。またシケニと云ふ荷物を括付て背負ものをこしらへ残酒を尽して寝たり。

然るに夜中時分にエンリシウ少々中風の様な気味なりしが故に色々葉を与へて世話するれども快よからず、翌朝に成、大によろしけれども連行事もなり

人等一同へ酒煙草糸針等を遣す。

十二日 曉維解て出船、フル(地名)シビヤウス(地名)ヲヤウ(地名)辺に到るや、兩岸より土人ども出て我等が上川に到るを羨て寄語する者多し。過て、パンゲトヤウシ(地名)ペンケトヤウシ(地名)鮭漁屋並び立たり。此地



鮭漁の繁昌成る事思知らる。程無風吹来る。曉霧吹散したり。依て岸の柳を切、是を曲て舷に結び一葉の款冬を被せて篷にかく、櫂に一葉を結び附、帆となし行やハツシヤプト(地名)是当川第八の支流なり。過て(從運上屋五り)漁小屋有、上陸屋飯し傍らの戸に一絶を記して出。針位午未にとる。款冬大於傘葉々 翠陰情折換苦篷 坐又為帆席行(注「路の葉は傘よりも大きく緑陰は清く折つて苦に代用する。坐して又帆となして行く。露の葉の大きいことをいったものである)此辺迄は遅流なれども是より水勢追々相増し、四人一同に出勢しトウプト(地名)(左の方に当川第十一の支流なり)トママタイ(地名)を過、夕方津石狩番屋に着す(從ヒーリ

東西蝦夷山川 地理記 石狩日誌

多気志樓蔵板

石狩日誌

五り) 此所漁屋数拾有しに当春焼失す。依て乙名ルヒヤンケの家に着す、先丙午(注 嘉永三年)の年より一面の識有、去夏再会し今度此家へ着す故に大に悦び鹿肉鮮魚等を以て釜し翌朝支度一升を我に餞す。

十四日 連日晴、山雪驟に融水勢いよいよ漲りて、土人等も余程苦辛し、東岸また西岸と其遅流のかたに棹さし上るに、シベツトサツビナイ(地名)等回りに平地を過、薄暮ウラシナイ(從ヒハイ凡七里)へ着す。此所去年迄人家(イナヲトクミ)一軒有しが、今年は朽糜す。依て川原に宿す。トミハセは山に入り一頭の狐を獲て帰る。ニホウンデは虫を糸に繋ぎ鉤を用ひずして桃花魚を纒時に数十尾得。月下一壘を倒して臥す。

十五日 (略) (注 滝川とアイヌの項に記載済)

十六日 東雲頃に出船す。朝風颯々墜露雨の如し。垂揚を乱しければ、水棹とる蝦夷のふり髪青柳の糸吹ませてなびく朝風等口吟み急ぎ行。四ツ過ヲシラルカプトに到る。此川第七の支流なり。

源はマシケの後より来るとかや。過てウリウフト(從トフフク六里)是第一の支流なり。水上はテシホの西より落るよし。是より右本川に入て行に、ヲフイビタラ、此所岸揚蒼鬱として風景よろし。此処に夷舟四艘に土人等三十余人乗り我より先に立せしに追附たり、依て是より乙名クツチンコレ一人を呼増して棹さし行しむ、暮天ベツバラに着しぬ(略)

彼らは石狩川をさらにのぼり高山頂上で四方の地勢を確認して、帰途についたが、五月十六日トックに泊り翌十七日には空知川を遡っている。

(閏五月) 十七日 曉靄例の如く出立ソラチプトより入 須臾にヲホンゲツフシニフアマナイ等越此辺屈曲なし、針位多く辰巳に取る凡そ九ツ過迄上り左右追々高山樵木立なり、其崖石炭を見る事数度 ナエー、ククラ等を過てパシケホロナイに到る宿す。

今日獺三頭を得夜寝るや熊しばし来り我等が喰物の余りを探すに一同は能く寝て一頭をも捕え得ず残念なり。

今日もまた木の下陰に仮寝せん 岩根が上に袖枕して

十八日 黎明出船水勢愈激し、岸にて頭の無い鱒を拾うこと三度その故を土人に問ふに是は獺の取りし魚なり、獺は必ず頭を喰て全身に少しも疵を附る事

無と余始て頼の魚を祭ると云う事を信じぬ此辺ヲニノヤガラ、木賊多し、過てペンケホロナイ過て右の方アシベツ是餘程の大川なり、源はユウバリ岳より落る、過てビラウトル ナエ七ツ過チヘアケと云に到て宿す

十九日 早起曇天此辺兩岸岩石に成り、川幅大岩多く水怒谷響て舟も溯らず故に是より右の手に括槍を突、左の手にて岩面を伝ひ岩角に伝ひ露根、藤蘿を便りて行事十三四間一歩を過れば数丈の深潭に落巉岩して岩角に身を粉にしも足らざるの嶮なり。過て簇に当る大岩の上に出、此れを飛越越潜り其も攀越等して凡百七八十間行しに早や四ツ過なり。此辺川巾は七八間に狭りしが此上十二條斗併行し瀑布の何れも高二丈三寸位幅は二尺三尺より一丈余まで有を見たり、爰にて川巾七八十間に広まり其東岸千疊敷とも云平岩有て此処に止宿を定む、余は是より東岸伝ひ行事五六間崖の下岩の上を過シヨコマナイシリケンマフ等越るや地勢また一変して大に開け丸木舟是より上凡十二三里も通る由語りぬ、余も戊年(注 安政五年)の春上川よりトカチ越の時に此上を通行し其時一見したるに凡十二三里の平野等有、頗る暖地にして地味宜敷かりなり。其源トカチ岳より来り、夕方帰り来りて瀑布の下にて土人等 鮎 鱒を數十尾取獲たり、余独岩に坐して大瀑を眺望し居たれば何か滝の面に閃く物有らし見定むれば魚の滝を上る他其上る時は目に閃りとみる斗りにて見留られざりしが、過て落る時に魚なる事知れり、然れども都合よく上り得ず十度に一度か二度にて只鳥影の映する斗に見ゆるなり。扱其魚は何なるやと聞に 鮎也と、鮎鱒チライは一丈位迄は上れども其より高き処へも上り得ずと、依て此滝より上には鮎と嘉魚 似嘉魚 鮎に土鯨のみなりと、我ら鯉の龍門に上るを深く怪しが今後漸々の事にて虚談ならざるを知る。然れども其上り方丹青家の画如く魚が素麵を喰たる様成る緩々したる物にあらざ、扱其滝の西に一つの奇滝と成を見る高纒に一丈七八尺なるが兩岸より挺出したる岩澗に落る故にホラ(貝)を吹が如く故竈滝の谷有、竈は和語、ソウは滝の夷言也

形竈に似たるなりし号るとかや、其辺惣て根雜木立巖峻して岩間にイワオモダカ ヒトツハ タンホホ其餘種々の物有、石は惣て雲母の氣有て青石なり。石頭に鱒鮎等を罾りて一宿し其岩に一絶をしるし置、奔泉激岩石碎作雪花飛閉 坐誓相望餘波忽濺衣

魚のののぼるを見れば落つ滝もそれほどノ、のくらしい山かな

二十日 前日の路を取て上船急流に棹下り夜に入本川へ出トツクに宿(以下略)

〔石狩日誌〕

彼は二十二日に石狩に着いたが、空知の語源である空知滝を克明に觀察記録した最初のものである。

安政五年正月に松浦武四郎は再調査の伺を出し許されて、石狩から十勝の探検調査に向かうことになった。

正月二十四日、三田喜六、代島剛平を伴って出発、石狩に着いたのは二月二十八日、川を上って忠別太(旭川)には三月一日に着いた。その後十勝に入り九月二十八日箱館に帰っているが、この調査を報告し、道内新道開さく卓越した意見を述べ、また道内各地に通じた知識を元として「道名・国名、郡名及びその境界」についての意見を述べているが、北海道開拓に不朽の功労を残した一人であろう。

第四節 開拓使時代の行政区域

1 北海道の名称

外国使節の渡来から北辺警備と王政復古の運動があり、日本の国情が一変してしまった。明治元年四月に政府は箱館裁判所を置いたが、北門の開拓の急務から翌二年七月八日、開拓使として生まれ変わり蝦夷地も同年八月十五日から「北海道」と称することになった。

御下問之写

明治二年五月二十一日

蝦夷地之儀ハ皇国之北門、直ニ山丹滿洲ニ接シ、経界粗定トイヘトモ、北部ニ至テハ中外雜居致候処、是迄官吏ノ土人ヲ使役スル甚苛酷ヲ極メ、外国人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ、土人往々我邦人ヲ怨離シ、彼ヲ尊信スルニ至ル。一旦民

苦ヲ救フヲ名トシ、土人ヲ煽動スル者有レ之時ハ、其禍忽チ箱館、松前へ延及スルハ必然ニテ、禍を未然ニ防クハ、方今ノ要務ニ候間、箱館の平定之上ハ、速ニ開拓教導等ノ方法ヲ施設シ、人民繁殖之域トナサシメラルヘキ儀ニ付、利害得失各意見無ニ忌憚ニ可ニ申出候事。

△新北海道史第七卷史料一▽

初代開拓使長官鍋島直正は北海道に赴任することなく一カ月で辞任してしまつたが、この短い任期の中に大きな足跡を残したのが、蝦夷地改名のことである。蝦夷地探検家の松浦武四郎の原案による道名と一カ国八六郡名についての意見書により名づけられたものである。

国名之儀道名之儀取調候書付

己七月十七日

道

日高見道 北加伊道 北海道 海島道 東北海 千島道

△増補松浦武四郎 吉田武三著▽

この中から北加伊道の名が採用され、さらに「加伊」に「海」の字を当て「北海道」の名が採用されたものである。

国名之儀ニ付申上候書付

松浦武四郎

石狩

海岸ハ当所限リニシテ四里八丁山ニ入ル事百三十余里此一ヶ所一局ニ仕候是当国都府之地タル事現前之其地形ニ依テ相知申候其地他場所ニ境候事国内大半ニ相及申候

イシカリ譯而隠塞之儀、イトハイ、シヤム、ニシテ無為ト云儀シカリトハ塞、ニト云事ニテ 此川筋屈曲シテ塞リ先キカ見ヘサル故ニ相号候ヨシ土人等申候

郡五 但八郡ニ仕候テモ宜ク相考候

(略)

郡名之儀ニ付申上候書付

第二章 開村以前

空知郡 虚淵郡 此郡ソラブチヨリ川上迄一郡ニ仕度候 此川筋人家当

時無御坐候得共往々上スシニハ餘程宜敷地所御坐候間一郡ニ定置申候

ソラチ此川筋土人モ訳シ候者無御坐候

太古ヨリ神カ号シト申伝居候事ニ御坐候

△北海大學北方資料室蔵▽

各々の名称が定まり、松浦武四郎は開拓使から当時としては大金である一〇〇円を賞としてもらったという。

これによって当時はまだ滝川はなかったが北海道石狩国空知郡に属する地となった。

2 仙台藩伊達家の空知分領

明治二年七月の太政官布告によって本道は二十数藩の大藩を国防上の見地から分領させた。空知郡は二年十月仙台藩伊達家の同族伊達英橋(邦直)、伊達勝三郎、同年十一月に同族亘理元太郎の三人に分領させた。伊達邦直は空知の分領を願っていたわけではないが、北海道の開拓を家臣一門で従事する適地がないかと歎願しており空知を割当ててくれたものである。伊達勝三郎廣高も同趣旨歎願をしている。

微臣邦直頓首再拜謹テ奉歎願候。邦直先祖藩祖伊達正宗庶子宗泰以来、玉造郡岩出山ニ於テ高一万四千六百四十石ノ采地分配ヲ受ケ、家来共七百三十六戸撫育罷在候処、昨年中邦内多難姦臣權ヲ乗ルノ時ニ方テ、邦直儀宗戚ノ班ニ居リ死ヲ以テスルノ諫モ無レ之、終ニ天譴ニ触レ候段ニ立到リ候儀、偏ニ邦直始不ニ相濟ニ筋鼎鑊(注 かまゆでの刑)ヲ相甘シ居候処、不レ料出格至之歎慮ヲ以更ニ二十八万石下賜、邦直等ニ至マテ再ヒ御恩沢ニ浴シ奉リ候儀、朝廷之御仁惠誠以テ不堪ニ感泣ニ次第ト奉レ存候。因テハ朝廷ノ御為メ区々微効モ相立テ、少

シク邦直之罪モ相償申度、日夜焦慮苦心罷在候得共、邦直懇愚(注)ばか正直庸劣(注)おろかしい別テ見籠ノ儀モ無之、因循今日ニ至リ候処、然ルニ今般北海道御開拓之御盛業御執立、諸藩有志之徒夫々御用被仰付、同宗伊達藤五郎自ラ彼地ニ跋涉シ開拓致度志願ノ趣伝聞仕、至極同意ノ儀ト奉レ存、邦直ニ於テモ同人同様家来共ヲ引連レ彼地へ移リ死力ヲ尽シテ開拓仕、北海道之儀ハ皇国北門ノ鎖鑰(注)門戸のしまり・錠ニ御座候上ハ、夫々方面ノ御用ニモ相立寸分ノ微効ヲ表シ、前罪ノ万分ノ一ヲ相償度奉存候間、彼地相応ノ場所開拓被ニ相任候様被ニ成下ニ度奉ニ懇願候。早速ノ儀、七百余戸ノ人員一時ニ移住為レ致候儀ハ及兼可レ申候得共、先以テ少年倔強北地風土等心得罷在候者等ヲ相撰ミ開拓事業ニ従事為レ仕、老弱婦女ハ手方相付候上引移シ申度存候。方今朝廷御用途御多端ノ折柄ノ儀ニ御座候上ハ、何分ニモ自費ヲ以テ開拓仕、千辛万苦死力ヲ尽シ朝廷ノ御為メ寸効モ相立テ、邦直前罪之万分一相償申度、区々之情実御洞察、御仁恤御沙汰被ニ成下ニ度、伏而奉ニ仰望候。不堪懇願之至ニ。(あわれむ)
誠恐誠惶頓首再拜。(おそれ)

明治二年九月十三日

仙台藩 伊達 英橋

邦直花押

△新北海道史第七卷史料一▽

これは明治元年、東北諸藩は奥羽同盟を結んで官軍に抵抗したが敗れて朝敵となり、領地没収、家禄削減などのため家臣を養っていけないための歎願となったものである。邦直は、仙台藩岩出山十代目の領主である。

開拓使は移民事業を進めることとなり、移住を願ひ出たいいくつかの士族団体のうち最初に選んだのは仙台亘理藩の伊達邦成で胆振伊達に入植した。邦成は邦直の弟である。亘理の邦成は移住についていち早く意見が統一して明治三年三月二十九日第一回移住者に乗せた長鯨丸が陸前(宮城県)寒風沢港を出帆し胆振に向かったのに、岩

出山の邦直は意見が分かれて移住の決定が遅れたのである。

入殖許可の指令書は「石狩国札幌郡空知郡ノ内、但シ地所ノ儀ハ石狩府ニテ差図さしずニ及ブベキコト」とされており、どの地が与えられるかわからないということもあって、明治二年十一月旧臣小野実順等に両郡の地形土質を調査させた。両郡は海から遠く小藩の邦直主従では開拓が困難であると申し入れたが聞き入れられず、翌三年三月



伊達邦直(英橋)

に亘理の移住船に便乗させてもらい有志数名と渡道し、四月二十九日に石狩を発ち小舟で石狩川を遡って五月九日に「ナイ」(砂川地域)まで来てみたが、原野一帯は春の洪水のあとで開墾するなど及びもつかない土地にみえた。邦直は北海道に着いて小樽の開拓使出張所では初めて空知郡奈江付近の分領を知っての現地検分であったが、希望場所を変えて厚田郡聚富しゅつぷが与えられることになった。

ここの土地はまた砂地で地味が悪いが港が近いということで落ち着くことに決め、四年三月十七日、四三戸一六一名の家臣家族を猶竜号汽船に乗せたが嵐などにより針路を誤り室蘭に着き、陸路でやっと四月五日に聚富に到着した。その後、農耕のためいろいろの種を播いてみたができが悪く、肥沃な土地を求め上流地域に当たる当別を入植地と定め許可を得た。邦直主従特に家老吾妻謙は先頭に立って指揮して苦心惨胆の末に当別の開拓を成し遂げた功勞者である。

開拓使管轄国郡沿革表

国		郡		管轄省府藩県及び士族		奉命		罷免		開拓使直轄	
石	空知	伊達 英楠	伊達 勝三郎	高知 藩	山口 藩	兵部 省	二年八月	二年九月	三年正月	四年八月	四年八月
狩	夕張	厚田	上川	開拓使	山口 藩	兵部 省	二年八月	二年九月	三年正月	四年八月	四年八月
国	雨竜	樺戸	石狩	兵部 省	兵部 省	兵部 省	二年八月	二年九月	三年正月	四年八月	四年八月
使 拓 開											

△北海道志 卷一▽

明治三年九月、開拓使次官黒田清隆が本道視察の結果、一大刷新を加え開拓使の方針は一大転換をなし、四年八月、全道廢藩置県の断行により、諸藩管轄はいっせいに解かれ開拓使に従属することとなった。

北海道支配地都テ開拓使へ引渡ノ事

明治辛未（註 四年）八月二十日

第二章 開村以前

諸県並ニ華士族、寺院等ノ北海道支配地、都テ被免、開拓使へ引渡被仰付、右ニ付御達左之通

今般北海道支配地被免開拓使へ引渡シ被仰付候ニ付テハ移住民並ニ米穀、其外農桑塩及ヒ土民へ可給与物品等は迄各地へ準備有之分、総テ同使へ可差出事、開拓掛之職員移住之輩ハ、先ツ其仮居住致サセ、一時出張之者ハ可為引私事、但、一時出張之者ト雖モ、其仮居住致度輩ハ、可為勝手候条、人名取調へ、同使へ可申出事。

△維新日誌 卷六▽

翌明治五年九月十四日北海道が広く行政管理上で事務処理が遅れるから、区域を分けて支庁を置き通常事務処理をさせ、重大事件等は札幌本庁に処理伺をさせることにし、また伝達も本庁から支庁へ行い徹底させることとした。

各支庁ヲ設ルノ伺 明治五年九月十四日

当使管内ノ儀ハ、地方数百里ニ連亘シ、道路遼遠ノ故ヲ以テ、報告ノ遅速処事齟齬ノ憂モ少ナカラサル儀ニ御座候。殊更樺太州ハ冬間ニ相至リ海路凍塞ノ為メ緩急共往復可仕様無之場所柄ニテ、往々不都合ノ儀モ御座候ニ付、今般更ニ北海道十一国並樺太州ヲ併セ六大部ニ区分仕、札幌ヲ本庁ト相定メ每部支庁ヲ設ケ置キ、大中小判官ノ内ヲ以テ各自其部内ヲ管理致サセ、重大事件ヲ除クノ外常例規則ニ則トリ検断施行セシメ候ハ、遼遠懸絶ノ地方ニ有之候共報告ノ遅速処事ノ齟齬ハ勿論政令一途ノ御趣意ニモ相適ヒ、自然風土民情適宜ノ処分モ出来可申ト奉存候。依テ別紙各支庁所轄国郡調書相添、此段奉伺候也。

御附札

伺之通。

各支庁所轄国郡調

札幌本庁所轄（通計二十五郡）

石狩国

石狩 札幌 夕張 樺戸 空知 雨竜 上川 厚田 浜益 以上九郡

後志国

岩内 古宇 積丹 美国 古平 餘市 忍路 高島 小樽 以上九郡
 膽振国

虻田 有珠 室蘭 幌別 白老 勇払 千歳 以上七郡
 函館支庁所轄(通計十二郡)

渡島国 亀田 茅部 上磯 以上三郡
 後志国 久遠 奥尻 太櫓、瀬棚、島牧、寿都、歌棄、磯谷 以上八郡
 胆振国 山越

根室支庁所轄(通計二十一郡)

根室国 花咲 根室 野付 標津 目梨 以上五郡
 千島国 国後 択捉 振別 紗那 藻取 以上五郡
 北見国 紋別 常呂 網走 斜里 以上四郡
 釧路国 白糠 足寄 釧路 阿寒 網尻 川上 厚岸 以上七郡

宗谷支庁所轄(通計十郡)

天塩国 増毛 留萌 苫前 天塩 中川 上川 以上六郡
 北見国 宗谷 利尻 礼文 枝幸 以上四郡

浦河支庁所轄(通計十四郡)

日高国 沙流 新冠 静内 三石 浦河 様似 幌泉 以上七郡
 十勝国 広尾 当縁 上川 中川 河東 河西 十勝 以上七郡
 樺太支庁所轄
 樺太州

右札幌本庁へ各部ヲ総括シ、専ラ開拓ノ全權ヲ有シ凡百ノ事務ヲ統叙ス。各部ノ支庁ハ本庁ノ指令ヲ受ケ、常例成規ニ則トル可キ者ハ之ヲ専断施行シ、重大ノ事件ハ勿論小事ト雖トモ新創ニ属スル者ハ都テ本庁ニ開申シ、商議量定ノ後之ヲ処分ス可シ。

△新北海道史 第七卷史料一V

3 札幌本庁管内の大小区画

明治七年二月十五日に札幌本庁管下管内を大区小区に分けた。石狩国については左のとおりである。

- 第一大区 札幌郡小区六
- 第二大区 石狩郡小区三
- 第三大区 厚田郡小区二
- 第四大区 浜益郡小区二
- 第五大区 上川郡小区全部
- 第六大区 樺戸郡小区全部
- 第七大区 雨竜郡小区全部
- 第八大区 空知郡小区全部
- 第九大区 夕張郡小区全部

4 北海道大小区画沿革

北海道内の区画整理が進み、明治九年九月八日にこの完了をみる。北海道を三〇の大区と一一六の小区に分けられた。当滝川が含まれる空知郡とその近隣はまだ入植者がなく、各郡ひとまとめになつていた。

石狩国		大 区	
第 二		大 区	
石狩郡	上川郡 樺戸郡 雨竜郡 空知郡 夕張郡	三小区	一小区 二小区
厚田郡	聚富村、望来村、嶺泊村、古丹村、押琴村、小谷村、別狩村、厚田村、安瀬村、濃屋村	上五郡は人民未だ殖せず暫くこの区に附す	本町、弁天町、新町、船場町、花畔村、浜町、横町、仲町、親船町
浜益郡	川下村、清水村、実田村、柏木村、尻苗村	当別村	若生村、八幡町、生振村
	茂生村、群別村、雄冬村		

明治十二年七月二十三日、大小区画を廃して、郡区、町村編成法が發布され、札幌全郡を札幌区とし、他の石狩、厚田、浜益、上川、樺戸、雨竜、空知、夕張の八郡を管轄する郡役所を石狩郡親船町に置くこととし、翌十三年三月一日から郡区役所が設置された。

空知管内では月形村が明治十四年七月一日に設置されたのが管内では一番早い村設置である。

明治十五年二月八日、開拓使が廃止されて函館県、札幌県、根室県の三県が置かれた。空知郡は札幌県の管轄となった。

明治十七年四月一日、札幌、夕張、空知、樺戸、雨竜、上川の六郡を管轄する札幌ほか五郡役所が札幌に設置された。

明治十九年一月二十六日三県及び北海道事業管理局が廃止されて、北海道庁が設置された。

明治二十二年一月二十九日、令第九号札幌ほか五郡役所の管轄を分ち空知、夕張郡役所及び樺戸、雨竜、上川郡役所が設置された。

空知、夕張郡役所 空知郡市来知村
樺戸、雨竜、上川郡役所 樺戸郡月形村

この郡役所はともに集治監に置かれたのである。

明治十九年一月二十六日 布告



岩村通俊

北海道は住民稀少にして富庶の事業未だ普く辺隅に及ぶこと能はず、令全土を通じて拓地殖民の事業を挙ぐる為、従前置く所の各庁分治の制を改むるの必要を見る。

因て三県並に事業管理局を廃し、更に北海道庁を札幌に置き、全道の施政並に集治監及び屯田兵開墾授産の事務を総理せしむ。

第五節 明治時代の探検調査

1 高畑利宜の上川探検

開拓使が明治二年設置されて以来、長官は函館在留であったが、四年四月に札幌へ引移られ札幌本庁としての経営に力を注ぐこととなった。これよりさきの一月に開拓使では札幌経営中の島義勇を退け、判官岩村通俊を起用してそのあとを継がせた。

札幌本庁を中心に開拓の鍬が入られると、その奥地の状態を知る必要があり岩村は上川地方に着目をしていたが、開拓使としてはまだ踏査したことのないところであった。

そこで明治四年盛岡藩士開拓使使掌川口亀次郎に上川地方の視察を命じたが、その準備中に国元から父危篤の知らせに、これ幸いと



若き日の高畑利宜

帰省してしまつたという噂もあつたという。

さてその後任につくのはだれかということになり、もし自分に任命されたら辞職をするという空気があつた。

当時の上川は未知であり、上川アイヌは和人に接することを極端に嫌い、もし上川に和人が行つた場合は無事に帰れないという噂もあつたりしたことから進んで上川行きを願う者はいなかつた。

この中で開拓使等外二等付属高畑居久馬(利喜)は大胆に上川行きを岩村判官に願ひ出た。明治四年十一月二十一日付「上川郡出張申付候事」の辞令を受けたが、冬に向かつていたので翌春出発することになり準備を進めた。翌五年四月十五日、開拓使使掌の発令があり、岩村判官はラッコの毛皮を探検の餞別にしようとしたが、これを辞退して書を願つたところ即座に面前で激励の詩を揮毫した。

欲樹非常功 須為非常事 孤馬瘴雨中 勿墜平生志 貫堂

非常の功を樹てんと欲せば須らく非常の事を為すべし、孤島瘴雨(注 蛮地の毒気を含む雨)の中で、平生の志を墜す勿れ。

また友人から次の歌を送られた。

上川のあらき夷をやわらげて 帰り来まさん日をぞ待たるる

いよいよ探検に向かうようになって岩村判官以下一同から盛大な送別の宴を受けた。

復命書

明治五年六月十一日附ヲ以テ石狩上川郡へ出張ノ命ヲ奉シ同月十五日札幌創成川ヲ丸木船ニテ茨戸太ニ下リ同所ヨリ石狩川ヲ溯ル、其時石狩ヨリ熊五郎ト申モノヲ土人通弁ニ雇入召連タリ又船人モ全部石狩土人ナリ、札幌ヲ発シ十日目ニ神威古丹口ノ大洲ニ至ル個所ヨリ上陸凡ソ一里間陸行字ハルシナイ太ニ至露宿二日滞在携帯品ヲ陸送シ船ハ空船ニシテ、ハルシナイ太ニ引上ケ廿七日同

所ヨリ乗船字忠別太ニ至、同所ニ草葺ノ堀立小屋ヲ建設シ之ヲ以テ滞在ノ宿泊所ニ宛ツ、七月一日ヨリ各所ニ散在シタル土人小屋ヲ毎ニ巡回シテ籍調ヲ為ス戸数六八戸総人員三百六人男百七十七名 女百三十九名アリ彼等生活度合ヲ探査スルニ米穀ハ一粒モナクトモ敢テ差支ナシト、主ナル食物ハウバユリ(俗ニ山草ト稱ス山草ナリ)此草根ヨリ粗製ノ澱粉ヲ取ル又寒中ニハ鮭ノ白干(干鮭ニ似タルモノ)又四月ヨリ十一月迄鹿肉ヲ絶サズ五月ニ至レハ八ツ目鰻ノ漁獲アリハ七月頃ハ鱒漁アリ十一月ニ至レハ鮭魚ヲ漁ス(石狩濠スト云)又雪中ニハ穴熊消雪後ハ山野ニ出スル熊合セテ年中ニハ百五六拾頭ノ獵獲アリト云且ツ貂狐狸類等獵獲モ僅少ナラスト雖モ価格ニ至ツテハ貂類ノ最上品ニテ五錢ノ阿波真一個位ナリ、大熊皮ノ上品ガ玄米八升、年ニ石狩漁場請負人ヨリ交換品ヲ携帶シ十二月初旬ヨリ翌年五月頃迄越年シテ獵獲物ト交換シ、四五月ニ至レハ引上ル事ニ相成リ後日該交換品ハ糞糶塩染木綿糸類、米ハ濁酒用丈位ナリ、交換方法ハ仮リニ土人ヨリ屯円ノ品ニ対シ与フル品ハ五錢位ナルモノニ有也。然ルニ漁場請負人廢止後は土人自ラ増毛地方ニ持出シ、前同様交換致居ト云フ、実ニ惘然ナルモノト認定ス、今後ハ官庁ニ於テ相当価格ヲ以テ買上ルカ又ハ相当代品ヲ与へ交換スルコトヲ報ゼリ、將又十三四才以上十五才迄ノ男児十五名ヲ歸庁ノ際引連ル事ヲ約シ置

石狩川水源検定ノ為メ跋渉ス七月二十日忠別太ヲ發シ石狩嶽ノ背面ニシテ同筋ヲ括渉スルニ其水源ハ別シテ著キコト無之只諸山沢ヨリ集水ガ下流ニ至、漸次大河トナルモノニ有之、併ナガラ水源ヨリ二里斗下流ニ至、川幅十二三尺長百間程ハ深サ一尺余リニシ底平ナリ、兩岸ハ誠ニ直立シタル巖石ニシテ其高サ殆ト五六丈アリ(比所函川ト)自称久又同所ヨリ四五里下流ニ至レハ石狩嶽ノ山上ヨリ同川ノ本流へ直下シアルニ瀑布ハ其高サ五百尺以上ト思フ左右四五十尺斗ヲ隔テニ瀑布アリ(是ヲ夫婦滝ト)自称ス右ニケ所ハ他國ニ類似ナキ珍類ノ名所ト存ズ、該滝ハ石狩川、右岸ナリ其左岸ニハ銅山アリ其巖石ニ山塩夥シク結晶シアルヲ見ル、数十年内ニハ何人カ着手スヘシト思フ、水源ヨリ忠別太ニ歸ル往復日数十八日間ナリ、二日間休息、夫ヨリ各原野山林縦横ニ括渉ス至所高地ニ上リ目測スルニ立十里巾八里位ト認ム忠別原野二八二、三万戸ノ市区ヲ設クルニ足ル、其ノ他村落ハ仮リニ式百戸位トセバ百ヶ村以上ヲ土着セシムルニ足ルモノト存ズ、將又建築用材ハ自家用ノ外幾數十年間採出スルモ尽ル事ナシト検定ス、地勢ハ西京ニ似テ東西北ニ連山アリ南方ハ山遠ク開ケタル地勢ナリ、四ヶ月間滞在中ニ強風ヲ覺ヘス加之高燥平坦ニシテ且ツ土壤肥沃

高畑は往路でトックアイヌ・セツカウシの家で一泊している。

「石狩川ト空知川ノ二股ノ中島ト云フ処ニ着、土人小屋四五戸アリ此処ニセツカウシト申スアイヌガ居リ（明治二十四年頃死亡セリ）又いちりあいぬノ親モ居リシガ此土人ハ雨竜空知樺戸三郡ノ酋長デ中々鬚ノ長イ大兵デ絵ニ書イタ鬼ノ様ナ人相デ土人ノ総乙名ト役名ガアリ一行ハ其家ニ一泊シ」と後の記録にあるが、石狩川実地検測図にもトックと図示してあるところは滝川市域である。

高畑はこの報告を岩村判官に提出したところ、大変満足し特に水源地までも探検と細密な図面に添付したので賞讃したという。

この報告意見がやがて岩村長官を動かし、上川開発に絶大な力となったのである。

アイヌ教育のため父兄の承諾を得て同伴した一五名を寺子屋式の学校に寄宿させ、先生には加賀の漢学者逸見某が岩村判官から頼まれ教育に当たっていた。しかし三・四カ月の間にアイヌの父兄が面会にきて、夜ひそかに連れ出しわずか二人となった。この二人もついに帰郷させることになり、アイヌ教育の目的は達せられなかった。

高畑は翌六年にも石狩川を上り、上川といえは先駆者高畑の名が出るほど有名になった。このため上川視察の案内役となったり、開発の相談や上川道路の開削に偉大な活躍をみせた。

明治八年九月には夕張、空知、樺戸の三郡を調査して、石狩平野の開発着手に貴重な資料を与えている。この復命は次のとおりである。

明治八年九月夕張空知樺戸三郡山林川澤地理水理等調査及び開拓見込ノ件上申

第一條

当別村連地同川上字チクスベウスナキニ到リ川畔概ネ二里ノ間兩側トモ土地高岨ニシテ平林ナリ恐ラクハ近郡第一等ノ地味ナリ加ウルニ川流清ウシテ水理十分且ツ運輸ノ便ヲ得タリ或ハ水害ノ憂ナク故ニ村略三百戸ヲ移据スルニ足ル、ノ良地ナリ自然農招募アル時ハ先ツ該地ヲ先開シテ后他所ニ波及セラルベシ。

旧従石狩川口 至当別太 川路凡 六里

従当別太 至同村 川路凡 二里半

平均川巾 五間
同深サ 二尺

第二條

石狩川枝流字シノツ川筋桑林ニ於テ養蚕御開之儀者曾而上局御見込モ有之既ニ先般黒田長官松本大判官ニモ実地御検分被為在候末 今般同川筋地理水理等委シク検究仕候処同川上ニ到リ広大ノ谷地アリ常ニ悪水溢レ落故ニ蛇蚊杯ノ毒虫多ク発生候ニ付若シ該所ニ蚕室ヲ立ツル時ハ虫害不勘加之何程御手入相成ルト雖モ清水ヲ用ユル能ハズ 然ラバ自然製繭等ノ障碍ニモ相成候哉 依之蚕室建設之儀者豊平川筋高岨之地ヲ撰ミ御造築相成 追々盛大に被行候上者幌内石炭ヲ用ヒ同処ニ於テ上州富岡ノ如キ製糸場ヲ御設ケ相成可然哉 調図相添上申仕候事

但従石狩川口 至シノツ太 川路凡 九里

従札幌表 至シノツ太 陸路凡 五里半

第三條

札幌郡字エベツ川ハ石狩枝流ノ内ニモ大ニシテ水中深シ川口ヨリ同川上字エベツ川口迄凡ソ八里間ハ穩流ニシテ運輸ノ便至極良善タリ 或ハ左右ニ広野ヲ抱ヘ且ツ夕張太ヨリエベツ川上字アシリカマカ迄ノ間凡ソ五里間兩側トモ野草ニ富ミ就中字エベツ川ハ尤数多アリ 委シク之ヲ検究スルニ殆ト根ト云ヘシ 然ル処イザリ太者上下桑林ノ中央ニシテ四方ノ便理ヲ得且ツ陸道水理トモ頗ル便宜ヲ得随テ川清ケレバ同所ニ於テ蚕室ヲ設ケ製繭ヲ盛大ニナスヘシ 將又エベツ川口ヨリイザリ太迄凡七里間ニ農家三百戸ヲ移殖スルニ足レリ 故ニエベツ川筋字ヲサツトウ迄ノ間ハ当分官用地ニ御見込相成可然哉 別紙調図相添上申仕候事

函館以北 忠別太間地圖

明治七年 高畑利宜測量



川路

公定里	幌向、美貝
七里半	美貝、志別
以下未定	志別、浦牛
七里	浦牛、空知
七里半	空知、兩龍
六里半	兩龍、逸雲
四里	逸雲、神威古丹
四里半	神威古丹、上川
五拾七里半	合
數三ヶ所	新設休泊場

陸路

概定里	岩見澤、長野牛
六里	長野牛、空知
五里半	空知、逸雲
四里	逸雲、神威古丹
四里半	神威古丹、上川
五拾五里	合
八ヶ所	新設休泊場

此圖明治七年、測シテ真秋ノ午六及千八百分
一ナリ上ニ顯ス處ノ比較尺ヲ以テ知ルヘシ

但從石狩川口 至エベツ太 川路凡 十里

從エベツ太 至イザリ太 同 凡 七里

從イザリ太 至エベツバロ 同 凡 二里

從篠路太 至エベツバロ 同 平均川市 五十間 七尺五寸

從エベツ太 至エベツバロ 同 平均川市 十二間 七尺

第四條

シノツ川筋及びエベツ川筋等ノ桑林委シク之ヲ檢分スルニ多クハ山葡萄ノ下タ
木トナリ其甚シキハ葡萄ヲ捕取スル為良桑ヲ伐リ倒スアリ且ツ天然桑ニシテ葉
形小サク品位宜シカラズ是ハ天然成立ノ假ニアル為ナリ 故ニ悉ク葡萄ヲ伐リ
捨桑ノ枯枝ヲ伐払悉皆手入方当秋ノ内御着手相成リ候得ベ明年ニ至リ若甞發生
出シ究メテ良葉ヲ見ルニ至ル必然ト奉存候事

第五條

札幌郡字エベツボロヌック者近郡第一等ノ広野ナリ則チ調図之如ク大凡一千
万坪余アリ 然リト雖モ谷地氣ニテ雪代或ハ連雨洪水之節ハ一円水溢レ在来ノ
假ニテハ耕耘スル能ハズ 故ニエベツ川筋字ケシ子ノタツフト云沢流ヨリ幌向
ニタ股辺江向ケ大下水ヲ堀割排水ノ道ヲ要スル時ハ移民又ハ開墾或ハ牧畜ヲ起
スニモ究竟ノ地ト奉存候事

旧從石狩川口 至惠別幌ヌック 川路凡 十里余

第六條

夕張郡字フリノボリヨリ字クツタルベツニ至 夫レヨリキヨマツフ迄ノ間凡
二里間雜木交リノ栗林アリ 委シク之ヲ檢分スルニ何レモ大樹ニシテ朽木多シ
然リト雖モ能ク之ヲ撰拔スレバ尺角ヨリ尺四五寸位ノ良材凡ソ二三千石目ア
リ又栗林ノ假ニ置時ハ年年何十石ト云果実ヲ收穫スト云

旧從江別太 至夕張太 川路凡 四里

從夕張太 至クツタルベツ 同 凡 五里

平均川市 十二間
同 深サ 二尺

第七條

夕張川支流字アノ口川ヨリ凡ソ二里過テ則チ調図之如ク百五十万坪程ノ広
野アリ 然リト雖モ同所儀ハ夕張川ノ北ニ当リ地景ホロムキニ接シ故ニ運輸不
便 然リト雖モ後年ニ到リ必スシモ捨置ヘカラザルノ地景ナリ

平均川市 十間
同 深サ 一尺

第二章 開村以前

第八條

夕張川支流字ユウニ川筋ヘルベツハ別紙調図之通凡五十万坪余ノ広野アリ又
小流レノ一川ヲ隔テ、字ヤラケナ井野ハ又五十万坪程ノ野形ナリ將又本流ユウ
ニ川ニ副イ広大ノ平林アリ何レモ地味上等ニシテ水理ノ便ヲ得候 依之戸数五
百戸ヲ移据スルニ足レリ且ツ未開ナガラモ千歳郡ヨリ夕張土人家迄凡ソ十二里
間自然人馬ノ通行自由自在ナレバ往々開及スルノ地景ナリト思想ス 且又夕張
本川ハ大ナリト雖モ急流ニシテ水中浅シ丸木船ノ通行スラ不充分ニ付船運漕ノ
見込無之或ハ又同川筋兩岸ハ悉ク野地ニシテ陸路開築スル能ハズ 然レドモ幌
向ヲ経テ夕張千歳郡ハ陸路ヲ通スル事易シ往々御参照ノ為実況申上置候也

旧從アノ口太 至夕張土人家ニ 川路凡 二里半

平均川市 十間
同 深サ 一尺

第九條

夕張郡字ホム井川上筋ハ樞材ノ良木アル事之レ近山第一ニシテ輸出ノ便ヲ得
候ニ付同川上筋ハ悉皆官林ト定ラレ川口江禁伐官林ノ標杭御建設相成度候事

第十條

前條ノ如ク幌向川筋ニハ樞材ノ良木多シ故ニ之レヲ伐採シ同川口江盛ソニ
輸出ヲナシ同所ニハ中百間長百五十間程ノ小沼アリ之ヲ要用トスルハ木圍場ト
ナシ木挽器械ヲ設ケ幌内石炭ヲ用ヒテ挽割ヲ盛大ニナシ石狩小樽兩所ヘ向ケ輸
出スヘシ 他日御参照迄此段上申置候也

從石狩川 至幌向太 川路凡 十二里

從幌向太 至同川上樞山 同 凡 六里

平均川市 大凡 三間半
同 深サ 一尺五寸

第十一條

夕張郡石狩川支流幾峻別川筋字イチキシリ野ハ凡ソ百万坪程ノ平野アリト同
野ノ中幌向太ニ接近シ清水ノ小流アリ或ハ北ニ小連山ヲ抱ヘ東ヨリ辰己ノ方炭
山及樞山ノ大山ニ接 南ハ幾峻別川清流ヲ抱ヘ広々タル平林ヲ隔テ、遙カニ夕
張山ヲ見ル 西南開ケタル地景ニ付氣候暖ニシテ烈風ナク殊地質宜シケレバ開
墾及牧畜等ニ極ク適当尤大ナル村略敷村ヲ要スルニ足レリ 恐ラクハ全島第一
トモ云ヘキ良地ナリ 依之字ニワミ沢ヨリ炭山迄ノ間ハ悉皆当分官用地ニ御見
込可然奉存候此段上申置候也

旧從ホロム井太至幌向ニ陸川共運便宜シク未開ニシテ人馬ノ通差支ナシ 里

第三編 開拓

程凡十里

第十二條

弥幌内炭山御着手之時ハ同山麓字幌内太ヘ大ナル炭庫ヲ設クヘシ同所ヨリ炭山迄凡ソ一里ノ間全ク陸送ノ見込ニ付幌内大厩庫ヨリホロム井太迄幾峻別川路凡十里間ハ更ニ適當ノ小船ヲ造リ以テ運便ヲ成シ同太ニ至又大キナル厩庫ヲ營構シテ同所ヨリハ弘明丸ノ如キ汽船ヲ以石狩小樽ヘ輸出相成可然ト奉存候事

旧從ホロム井太

至幌向太

新道里程

七里十四丁

從幌向太

至炭山ニ

同

一里二丁

從幌向太

至イチキシリ太

同平均川市

六間

從居チキシリ太至幌内太

同同川市

一五間

一尺

第十三條

幾峻別川支流字イチキシリナイ川筋同川口ヨリ凡一里登リテ字タツコフト云山アリ該麓ニ概ネ五十万坪程ノ野形アリ右地景幌内炭山ノ西裏ニ當リ且ツ地味宜シク且ツ運送ノ便モ宜シケレバ大ナル一村略ヲ設クルニ見込アル地ト檢究仕候事

但從ホロム井太

至イチキシリ太

川路凡

八里半

從イチキシリ太

至タツコウ山麓ニ

同

凡一里

從イチキシリ太

至タツコフ山麓ニ

同平均川市

六間

第十四條

空知郡石狩川筋字ホリビリハ水勢穩流ニシテ天然鮭漁場ノ形ヲナシ且ツ広キ砂浜アリテ引網究竟ノ場所ナリ依之當分ノ内無稅ニテ上川中川兩郡土人等ノ食料漁場ニ御割渡相成漁業中諸費用ハ從前ノ通官ニテ御世話相成 石狩ニ於テ從來所持ノ漁場ハ外望人エ払下ケ右代價ハ予而石狩表ニ於テ土人積金ノ内ハ相加江官ニテ貸附利殖方御世話被成下候ハバ彼等ノ幸福且ツ自ラ獨立ノ方法モ相立可申ト奉存候事

但從石狩川口

至ホロビリニ

川路凡

十六里

第十五條

樺戸郡石狩川支流シベツ太ヨリ同川上ヘ凡ソ半道ノ間左右トモ平林ニシテ良地ナリ戸数二百戸余ヲ移据スルニ足レリ加之同川口ヨリ大川ニ添イ土地高嶮ニシテ洪水ノ憂害ナク且ツシベツ川ハ清流ニシテ食料又製麻等ニ用ユルニ尤適當且ツ同所ハ追々上川筋開及ノ時ニ臨ミ要用ノ土地ト奉存ニ付官用地ニ御見込可

然奉存候事

但從石狩川口

至シベツ太

川路凡

二十里余

從ホロムイ太

至シベツ太

同平均川市

五十間

第十六條

樺戸郡石狩川筋字ヲホヘイチャントウノ義ハ清水ノ小沼ニテ其辺リ一円ノ桑林ナリ往々養蚕製糸等ヲ盛大ニ行ハレ度依之官有地ニ御見込可然奉存候事

但從石狩川口

至ヲホヘイチャントウ

川路凡

二十四里

從シベツ太

至ヲホヘイチャントウ

同平均川市

三十間

第十七條

空知郡石狩川支流字ナ井川筋兩側トモ別紙調図之通川口ヨリ凡一里間土地高嶮ニシテ平垣ナリ 且ツ地味上等或ハ山ニ近ク良材尤伐出ノ便ヲ得又貨物輸入ノ便モ宜シキ土地ニ付農家三百戸ヲ移据スルニ足レリ

但從石狩川口

至ナ井太

川路凡

二十六里

從ヲホヘイチャントウ至ナ井太

同平均川市

二十五間

三尺五寸

第十八條

空知郡石狩川支流字ナエ川筋凡ソ一里半ノ間土地高嶮ニシテ広キ林野アリ或ハ地味上等且ツ東ニハ空知嶺ノ山脈に接シ北ハトツク山或ハ熊寢尻山及ヒ石狩ノ本川ヲ抱ヘ加之東山ニハ椴ノ良材アリテ川路輸出入ノ便宜ヲ得候地景ニ付農家四百戸ヲ移据スルニ足レリ

但從石狩川口

至ナエ太

川路凡

二十七里

從ナエ太

至同川上椴山川路凡

二里

第十九條

空知郡石狩川支流字ヲタスナイ川筋兩側トモ別紙調図之通川口ヨリ凡一里半ノ間地形高ク平坦ノ林野アリ且ツ地味上等或ハ空知ニ勝リタル炭脈發檢或ハ又椴ノ良材アリ 然ルニ右炭鉱御着手ノ時ハ同川口迄陸送ノ見込尤道路ハ開キ易シ川ハ材ヲ伐出スルニ究竟ノ流ナリ 依之石炭ニ弥盛ニ御着手相成候ハハ忽チ数百戸ノ村略ヲナス事眼前ナリト実檢仕候間此段上申仕候事

旧從石狩川口

至ヲタウスナ井太

川路凡

二十八里余

從ナエ太

至ヲタウスナ井太

同平均川市

二十五間

從ヲタウスナ井太至炭鋤脈ニ
同 川中 三間半
同 深サ 八間寸

右石炭ノ鋤脈アルケ所ハ同川口ヨリ凡ソ二里水源ニ進入ス該脈未タ鋤山課ニ於テ檢分無之我輩初メテ發見セリ尤標杭ハ正ニ建設置候間其筋鋤脈長枝ノ方檢査ノ上御着手相成可然哉見本相添此段上申仕候事

第二十條

空知本川ハ石狩川枝流ノ内ニモ大ナルコト一二ト云ヘシ 然リレトモ抑モ川口ヨリシテ急流ナリ 加之川中ニハ大石ノ流レ多シ且ツ川中広クシテ水中浅ク候ニ付余程ノ御手入無之候テハ小蒸汽ト雖モ通船尤モ難シ追々石炭御着手ニモ相成候得バ差向大形丸木船ヲ以幌向川口迄下出夫ヨリ大形川蒸汽ヲ以小樽表へ輪相可然哉実測量ヲ遂ケ此段上申仕候事

旧從石狩川口 至空知太 川路凡 三十五里余

從ナエ太 至空知太ニ 平均川中 二十五間
同 深サ 二尺五寸

從空知太 至石炭鋤脈 川路凡 三里半

從空知太 至石炭鋤脈 平均川中 十五間
同 深サ 一尺二寸

第二十一條

樺戸郡字ビラトウ者旧來ノ川路沼ニ変シタルヲ以鮭漁ノ収獲多シ 沼巾五十間位ニシテ形瓜ノ如シ周圍大凡一里ニ滿ツ同沼ヨリ凡十丁ヲ隔チ又字ルイトウト云小沼アリ是ハ円形ニシテ周圍凡ソ三十丁誠ニ天然ノ涌沼ニテ水至テ清潔其辺リ土地高嶺ニシテ廣大ノ平林ナリ尤地味宜シク大村略ヲ設ケ耕作ノ見込アリ將又天然ノ山桑多ク有之往々養蚕ヲ盛大ニナスベキ土地ナリト実檢仕候事

但從石狩川口 至ビラトウ太 川路凡 二十九里

從ビラトウ太 至同沼 直徑凡ソ 十二丁

第二十二條

樺戸郡石狩川枝流字ヲシラリカ川ヨリ雨龍川口迄ノ間別紙調函之通石狩川畔ニ添ヒ野形凡ソ一里半巾二十丁程ニシテ地形高嶺ノ平野ナリ加ウルニ凡一里ノ間野ノ中央ニ字ヲシラリカト云川流レアリ水運運輸等天然ノ便ヲナシ且ツ地味宜シク候ニ付農家五百戸ヲ移据スルニ足レリ或ハ又牧畜等ニ用ユルモ適當ノ地ト檢究仕候事

但野形坪數 凡ソ 五百万坪

從石狩川口 至ヲシラリカ太 川路凡ソ 三十二里

從ヲシラリカ太 至同山麓 同 凡ソ 一里

第二章 開村以前

平均川中 一尺二寸
同 深サ 一尺二寸

從空知太ヲシラリカ川ヲ經テ雨龍太ニ至 平均川中 二十五間
同 深サ 二尺五寸

右庸愚之檢聊御用弁ニ相成候儀モ御座候ハ、其廉々江翼者御指令被成下度復命旁此段奉伺候也

明治八年九月

十四等出仕 船越長善

十一等出仕 高畑利宜

大判官 松本十郎殿

上川道路の開削が終わって忠別太に落ち着いた高畑は駅通を開設することになり、空知太に來住して一生を送った。

高畑利宜 天保十二年（一八四二）十二月二十七日京都府山城

国乙訓郡上久世村西之岡郷で郷士高畑宜道の長男として生まれ幼名を亥久馬といった。高畑家は代々金銀彫刻師として知られ公卿、神官などの家へ出入りしていた。

利宜は幼少のころから文武を修業するということから母方の郷里である丹波亀山藩堺和佐次郎方へ預けられ、文学は奥平織之助、武術は堺和四郎について学んだが、文学よりも剣道にのみ熱中して二〇歳には奥義を究めるまでに上達した。

平素から酒が好きで、ある日酔った上で古流の修行者と面、籠手を付けないで一本勝負の試合をすることになり、先に打ち込み勝った後に、頭を強く打たれ頭痛が続いたことから修業をやめることになったが、氏はその後も一生の不覚であったと後悔していた。

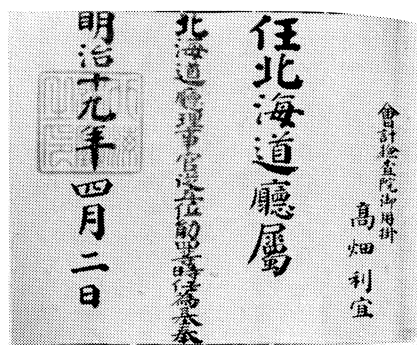
刃剣が好きであったため鑑識の目が高く文久元年二一歳の時、友人の勧めもあって京都市油小路二条下ル三井八郎右衛門宅の向こう

側に刃剣売買業を開いた。幕末のころであったので営業はすこぶる繁昌したが、元来武術を好み武士として働く夢もあったところから王政復古をめざす秘密会議にもたびたび参加した。会議場所は京都市木屋町の大手楼という所で先輩山科元行、長州藩品川弥二郎、水戸藩芳野昇太郎、柳川藩古賀十郎、肥後藩藤村四郎、土州藩池内某などの優れた指導者に就き国事に奔走するようになった。

慶応二年に刃剣商をやめ倒幕運動に入り、翌三年王政復古の勅令があつて会津藩を追撃、明治元年五月二十八歳の時は奥羽征討の小松宮本営詰、翌二年八月弾正台大巡察古賀十郎に随行九州を巡回し、筑前博多の服部秀麻呂を訪問の際、黒田藩主に黒田藩の奥羽征討の模様を述べたことから知遇をうけて三十日滞在後藩船で神戸まで送られたが藩士と親交を得た。

たまたま北海道開拓の政府方針に基づき、開拓使が置かれ、大阪出張所をはじめ、全国に小出張所を設けて北海道からの水産物の舟揚税を取り立て、拓殖費に当てることになっていたが、高畑は三年九月、開拓使一等附属を命ぜられ大阪出張所に勤務した。

翌四年三月、東久世通禧長官に随行して札幌に着いてからは開墾係を命ぜられた。同五年六月上川探検に出発し調査は大成功をおさめた。明治十年三月五等属となり、同四月熊本県下出兵に屯田兵大隊付、同五月准陸軍曹長心得屯田長第一大隊下副官となる。同年十月被免、十一年帰道してからは厚田・岩内、有珠など視察の堀大書記官随行で道南を巡回したが同年十一月物産局製練課にあつて漁場指導に活躍した。また翌十二年はコレラ大流行によって予防取締と



に北京を置き、天皇陛下の行幸を仰ぐという大きな目的があつたのである。

明治十九年二月、岩村が長官として札幌に赴任すると宿願の上川開発に着手しようと考え、信頼する高畑を会計検査院から北海道庁へ出向させ同年五月十五日判任官二等の待遇を与えた。

開発には先ず道路ということになり、再調査をして仮道路を旭川(当時の忠別太)まで通すことに決定した。高畑は実測、安村治孝典獄指揮による樺戸集治監囚徒が工事のもとに空知太(滝川)を根拠地として市来知(岩見沢)までと北と南に進み五月中旬から九月下旬までの四カ月余で二十二里十四町余を全通させたのである。

その後も各地の道路に関与したが明治二十一年十月二十四日退職滝川を根拠地として駅通、酒造営業、滝川郵便局長、請負業などを手広く開業したものの、人まかせの仕事も多くなって不正にあい全財産の差押えという破目に陥ち入った。

して働いた。

十四年二月開拓使をやめ札幌で旅館京華楼と東京湯を開業した。

しかし明治十五年、岩村通俊が会計検査院長の時、上川開発について高畑の力を借りたいということ呼び出され、会計検査院御用係となった。これは上川開発の計画経費の積算のためであるが、上川

屋敷を引き払った高畑は妻子協力のもとに古物商、農園畜牛、味噌・醤油の醸造、養蚕と順調に向かった時に大水害で又も無一物になってしまった。これは明治三十一年の大水害である。

この年七月に旭川まで鉄道が開通したので運送組を開き、漸次拡張して全道に六〇カ所の支店を置くまでになった。三十五年三月（六二歳）滝川倉庫事業を設立した。明治末期には倉庫も手狭になるくらいになり、また滞貨や貨物の紛失なども多く世に迷惑をかけるということまで廃業してしまった。

その後、馬具商を営なみ運動用品を置くようになって運動具店に変わっていくが、実際の経営は嗣子宜茂が行うようになった。

高畑は滝川の草創時から滝川を愛し、明治二十三年制定の滝川村則五九条を作って村民の一致協力をはかり、二十八年、滝川村組長第七部長、二十九年滝川村総代人に当選しているが、その後においても衛生組合を組織して厚生之道をはかり、学校・警察・橋梁・宗教関係その他の公共施設の設置に積極的な活躍をしている。

また、趣味も広く乗馬、書画、骨董を好んだ。特に書画の鑑定は一流であったといわれるが、かつての刃剣鑑定ともによく勉強していた。さらに謡曲は観世流をよくし、全道でも代表的な名手といわれたものであるが、これは観世流本家喜之について学んだので利宜について学ぶものもまた多かったといわれる。

高畑利宜は身長五尺七寸を越え肉づきもよく眼光鋭く、大胆な気性であるが、情義に厚くまた窮民救済、憐憫の情も人一倍あった。

官事に忙しく、故郷の父母を顧みる暇がなく永眠させたのを終世の恨事としていた。その父、宜道の辞世に

なが／＼とやみなやめども安らかに 孝のかげにて養を得ると大満足していた様子がうかがえるのも氏の平素の心づくしがしのばれる。

高畑は始め富士江を迎えて一子宜一を挙げたが、渡道前に不幸にも亡くなり、後に森野家より艶子を迎えたが子供がなかった。

明治十八年、利宜の弟耕作の次男・宜茂を五歳の時に迎えて嗣子とした。宜一は文才があり〈小樽港史〉を著しているが、石狩川沿岸穴居人種遺跡調査を東京人類学会に掲載しているほどに学究肌で、利宜の営業には携わらなかった。

宜茂は札幌の小学校を卒業し明治二十六年八月一二歳の時、父利宜と滝川に移った。滝川で高等小学校を出て家業に協力、養父母を助けまた尊敬の念も高かった。利宜は本道草創時の多忙の中で手まめに記録を残し、滝川開発の過程が手にとるほどに詳細な書類を保存していたが、宜茂もよくこれを承けてその散逸を防いできた。さらに史料としての理解を深めるため資料の分析分類と欠を補うことに努めた。

明治三十一年の大水害では滝川市街一面の水で流れる家も少なくなかったといわれるが、高畑家では二階への階段の上から二段目まで水浸しとなり、まず一番に避難させたのは重要書類であり、古い書類を荷造りして天井裏にしばり流失をまぬがれたという。

大正十一年五月、頑健でまったく病を知らなかった利宜も老いは勝てず、突然、床にいたままたちまち半身不随となり言語も通じなくなった。わずか四日ばかり床に伏し、十四日滝川の自家で没

した。行年八二歳である。全町民あげての送葬は開村以来の盛儀であったという。

十六日、興禅寺境内に葬ったのであるが、現在国道十二号線（旧上川道路）に面する同寺の境内に自然石墓碑が建立されている。

利宜の辞世二首

八十路まで作りし罪も夢の世の 今日ぞ消えゆく我が身なりけり

身は土に心は清き空知川 幾千代

までもひかりてらさん

高畑利宜遺記録は昭和三十一年、

北海タイムス主催の北海道文化財百

選に当たって第一位に選ばれ、未



老後の高畑利宜翁

永くその名を不朽のものとしたが、その碑を当時の滝川市民会館前（緑町現児童会館）に建立されたが、昭和五十三年六月滝川市郷土館の開館に伴い同館前に移設された。



興禅寺境内にある高畑家の墓碑

2 榎本釜次郎（武揚）の空知川沿岸調査

明治六年政府は榎本釜次郎（武揚）を起用して北海道物産取調を命じた。

同年八月二十二日、札幌に着き野宿し、二十七日、大塚・甘利の二役と雇一五人が丸木船五艘で豊平川を下り、石狩川を遡り炭山調査に出発した。札幌から一五里（約六十キロメートル）の幌向に着くの三日半を要したとあるから当時の苦勞がしのばれる。幾春別に分け入って三笠一帯の炭層を調査し、さらに石狩川を上り空知太から空知川海岸を調査した。

空知太に着いた日は運悪く物凄い豪雨に見舞われ、三日三晩動きがとれず九月の風雨は野営の彼らを容赦なく襲った。その後によく空知川をのぼり間もなく露頭炭が見つかり（赤平附近 各炭層から標本を採り帰って大判官松本十郎に提出したが、同年十月六日付石狩国イクシベツ石炭調査としてその調査報告をしている）。

そのうち空知川沿岸に関する文は次のとおりである。

石狩支流空知河石炭山

一 子空知河石炭を産するの説を一土人より転聞するにより其虚実及び品位の可否運輸の難易如何なるを見んか為「イクシベツ」石炭山検査了りて後直ちに「ホルム井」河口に出、夫より石狩河を溯ること猶三日半にして漸く空知河口に達せり然るに其日より暴雨三日降続き河流猝に漲て舟前進する能はず、時に食糧僅に三日を余すを以て進退維谷に及はんとするに幸雨止み水微退きしを以て僅に一日路空知河上を溯り以て其兩岸に現出する石炭脈を検査するを得たり。



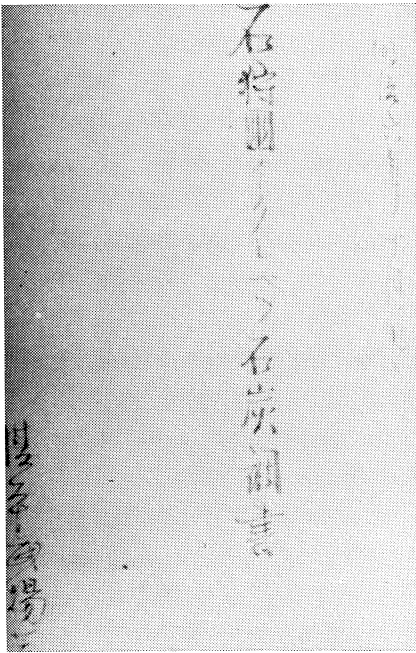
榎本武揚

一 抑も空知河は石狩河の右岸に出る一大枝流にして河幅二十五間より四十間(渴水の時)に至り兩岸高低不等と雖も過半は固性粘土を以て成れるにより河口より二十丁許進むとき流水を見ること稀なり河底順に下る処多きを以て其処流急にして且浅きこと水入二尺以上の船を行る不能、其急流の一端を挙げれば予丸木舟に駕し六人の水夫を撰び力を極めて溯るに一日にして僅に四里の距離より前進する能はざりし。

一 石炭脈は河口より一里河上に現出し始まり夫より三里間細脈断続して左右岸に顕れ遂に一大脈に連る此一大脈は河口より約四里の兩岸に現出し基層の勾配平均四十度其厚さ及品位に至りては太た不等と雖も就中其好脈は称すべきものは三条ありて其厚さ四尺より七尺に至り共に土石を挟まず此等の脈共に河岸に現出するを以て極めて開採し易し、其品位は「イクシベツ」石炭と頤頑すべく而して互斯燈にも汽船にも共に用ひ得べき真に良好の石炭なり。

一 此石炭も亦試験の爲めと世人に示さんが爲に大小数塊を採来れり。

一 此河岸にある沢を伝て内部に入り仔細に探索するときは必ず良脈を見出すことあるべく又予が到りし処より猶河上にも必ず現出する処あるべし、予、食糧を欠きしを以て其拳を企る能はずして此処より帰来れり、只、尙来尋来る者



石狩国イクシベツ石炭調査

の爲に此処に一大木標を建数字を記し置なり。
(中略)

結局

一 以上二ヶ所(「イクシベツ」石炭山と「ソラチ」川石炭山)は其運輸の遠きを以て一難事を為すと雖も其品位の良なると分量の多き二件を以て(但空知川の方将来の委しき検査を要す)仮令現今手を下さざるも将来石狩兩岸の地に戸口増加し工業盛に作るの秋に至らば実に人民保生の一大事となるべし。

一 前表に疏分の多少を載せざるは帰京の後にあらざれば細に定むるの時日を費せばなり。

とある。

榎本がこの探検調査に二〇日ばかりの準備をしたが、事前に「ライマン」の調査結果を参考として足をのばし、「イクシベツ石炭山」と「空知川沿岸石炭山」の調査に成功したものでその意気込みが感じられる。

榎本は、天保七年(一八三六)八月二十五日、幕臣榎本丹兵衛武則たけのの次男として江戸下谷三味線堀に生れた。通称釜次郎、名を武揚(たけあき)、号は梁川である。安政三年(一八五六)幕府の海軍伝習所に入り、オランダに留学五年後の慶応三年(一八六七)帰国して軍艦奉行となる。明治元年(一八六八)に軍艦八隻を率いて五稜郭を落して共和政府を樹立したが翌二年官軍に降伏した。官軍の参謀であった黒田清隆の助命懇願奔走により一命を救われ、明治五年新政府への官途につき開拓使四等出仕として北海道へ赴き以後両者の関係を深めたものとなった。

明治六年、黒田が開拓使長官となった時の炭山調査といい、また明治八年新政府の対外問題中懸案となっていた樺太問題で露国は千

島と樺太の交換を主張して譲らず、樺太を放棄と決定した政府の交換条約締結の公使として榎本を派遣している。

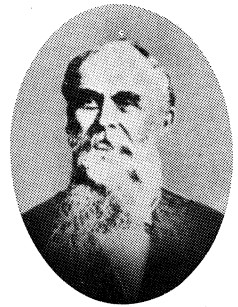
榎本は開拓使に出任して以来科学的な技術家として公務に精励し本道開発のため尽瘁した。

3 ライマンの地質調査

明治七年七月に開拓使雇教師米人ベンジャミン・スミス・ライマンが地質鉱物調査のため空知川を上っている。ライマンは開拓使顧問ホールシ・ケプロンの推薦で日本に明治五年末に来たが、明治六年二月から地質学兼鉱山師に任命されて来道し、以来三カ年の間に本道の地質調査、鉱山調査に偉大な足跡を残している。ライマンが空知川を調査した記事は同年十一月提出されている。

七月二日「ナイ」川より若干距離ノ上流に到りしが、途中「ウランナイ」に於て、大約五家の土人村を通過し、爰にて中川郡ノ土人五六人を撰び雇ふたり。彼等は是日初て休憩せし所にて、前日より我連に在る所の土人と、互ひに揖礼をなせしに、其礼たる甚だ煩はしく、眞に嚴肅なり。初めの内は、決して何の話もなさず、且互に新に見聞せし事を叩かんとする等の望みある様子にも見えざるなり。午後余輩左手に「カバト」川を過ぎしが、実に小流にして翌日遙に上流に至る迄、余は之を知らざりき。

翌日は（七月三日）余輩午前中に空知川口なる当地に到着し、若干の旅具、舟及び人夫等を残し置き、直ちに空知川に浜り、川口より凡一英里の許所なる二、三の人家ある一村に於て、美貌なる土人の道案内を撰びしが、翌日に至り、計らずも我連なる石狩土人中の一人「テッタ」なる者、以前漁業の爲め空知川を浜り、五日程を経て、五丈許もあらんと思ふ一の高き瀑布迄到りしゆえ、其道案内の土人も、同様煤田地方を知りしよしを報知せり。



ベンジャミン・スミス・ライマン

是夕は、最近の石炭より下一英里なる「ボラト」川に、露営を占める事となり。

翌朝（七月四日）は五英里程を過ぎて「ケブシナイ」の重なる露出脈迄到りしが、途中処々に止まりて、炭脈並に多少の岩石を測りたり。「ケブシナイ」より上流には、最早石炭のなき由聞及びし

が、是夕余四半英里の上流に於て、石炭の大塊多少を認めしを以て、翌朝（七月五日）余尚探討せしに、又甚だ美質の露出脈を発見せり。河流の屈曲と炭層傾斜の変化とに依り、一条の炭層二三回べつ処を異にして露出し、其脈（好き話しを初にせん）は甚だ厚く、且其質も甚だ美なるものあり。最厚層は、一処に於て一丈九尺にして、実に愕くべきものたり。然れども、其質は最上たらず、其他今一処に於ては、其厚き一丈三尺五寸なり。又八尺七寸の層ありて、兩処に露出し、其質最良なり。又六尺六寸の層あり。矢張美質なり。其他四尺五寸の層あり。一処に於ては四尺、今一処に於ては、三尺五寸たり。総計開採すべき煤層六個ありて、総体の厚きは六尺三寸六尺にして、随分良好なる様子なれど、余輩分析の爲め開採に適すべき諸層より、一々見本を携歸れり。蓋し、昨年榎本氏は多分最上質の層より、其見本を採りたるにて、平均のものにはあざりしなるべく、且今に至りては、何れの層より採取りしか、明かには知らざる事ならん。（中略）

空知川は、其川口の幅二百尺許もあるなれども、甚だ浅くして、大略豊年川の札幌近傍に於る所の幅及び深さと同じ。沙難も多くして、余輩之を越えんに、刳舟も亦其川底に衝突せり。剩へ、其後、水嵩又一尺五寸程を減したり。処々坡塘も余程低く、長き距離の間僅かに四五尺位の高きなる処多く、依て水溜の堤を築くとも、先ず長き側堤を造るに非ざれば、水の深さを増す能はざるべし。川筋通り、最近の煤層（其層ハ甚だ下品ナレド、多分其近傍ニテ、外ニ開坑スベキ脈モアルナラン）迄は凡三里半（八英里四分の三）たり。直線の距離は二里（五英里）許、「ケブシナイ」迄は二里半（六英里四分の三）許なり。依て是非其石炭を石狩川迄運送スルニハ、輪車路を以てせざるべからず、故に石狩川迄の距離は、幌内煤田（幌向上流）に比すれば近しと雖も、其利殆ど有れども無きに異ならず。（中略）

余輩七月四日「ケブシナイ」（注 赤平市赤間の沢）に到着し、翌日日曜日なるを以て茲に止まれり。翌月曜日（七月六日）見本の石炭を取りて当地（空知太）に帰れり。昨日（七月七日）及び今日は余見取図岩石露面の凶竝（たてなみ）に山内氏及び其連の当地に到着する時に与ふる為めの指令書等を整ふる事に消日せり。荷物運送の爲め、当地より少しく上流に到りし一大舟の帰路に就くものあり。（以下略）

△来曼氏北海道記事・新撰北海道史第六卷史料ニ▽

ライマンは米国でも当時有名な学者であつた。地質調査所長レスリー博士のもとで実習を積み、鉱床露頭の発見、また炭坑採掘、石油掘井の権威者であり、人格高潔の人として多くの人々から尊敬されていた。開拓使顧問ケプロンは彼を次のように推薦している。

原野業に於てアメリカにその右に出るものなく、身体強健、印度（インド）にありても一二〇度（華氏）の炎天下に測量し、ドイツ、フランスに游学して四ヶ年鉱山学校に在り、沈黙にして勤勉新世界にて地質測量の頭取たる至当なり。

と折紙つきである。本道では石炭・石油・硫黄の発見に尽力したが特に豊富な埋蔵石炭の開坑を促し、運炭鉄道の敷設を建議した。やがて明治十年幌内炭田開坑のことが議決され本道鉱業及び鉄道政策の端緒を開くことになった。ライマンは明治九年工部省付きとなり、日本各地の調査を行い、同十四年帰国した。

4 松本十郎と黒田清隆の視察

明治九年、開拓使長官黒田清隆は内陸部の開発を急務として、さきに榎本武揚・ライマンに地質調査を命じ、その調査報告に基づき空知川炭田の実検視察を行い、また上川奥地の詳細な調査を開拓使

大判官松本十郎が行うなど内陸部に目が向けられてきた。

同年六月、松本十郎は通弁人の亀石熊郎やアイヌ人セツカウシら十数人を従えて六月八日札幌を出発、石狩川をのぼり上川に入つて大雪山系を横断して十勝に行き七月十一日に札幌に着いている。

六月十三日、朝霧寸尺を不弁、トック泊、空知太土人コタンあり、三戸。乙名セツカウシ、小使ハレイシ（ハレタレ？）。トックコタンに達す。土人小屋と川を隔て河原に宿す。（略）

とある。松本十郎は明治二年から四年まで根室出張所に勤務し、船の荷役に人が不足しているというときアイヌのアツシ（厚司）を着こんで搬送を手伝い、同五年から七年までは札幌本庁主任の大判官であつたが、市中の民情視察にアツシを着ていたので「アツシ判官」とよばれた。市中で巡査の暴慢不親切を聞きとめ、自ら菰をかぶつて道路わきに居り、靴で蹴られ起こされた巡査を免職にしたという逸話もある人物である。二四歳の時蝦夷地警備の酒井藩に父・戸田文之助の病弱を案じて同行し、苦前・浜益に各一年住んだことがあり、人情厚く廉潔な人柄であつたといわれる。その後藩処分を軽減運動で黒田と知りあつた縁で開拓判官に推された。

松本十郎の視察帰庁後の同年八月、黒田長官は空知炭山の視察に向かった。時の開拓使権大書記官鈴木大亮は、上川通として知られる高畑利宜にその準備と随行を命じている。

空知表へ長官殿御出張の儀に付御達致置候物品取扱の手配至急御運有之度、尤も右に付御面諾を得度候間旅宿迄御入来被下度此段申添候也 △高畑記録▽とあり、また他の高畑記録によると

明治九年八月七日、黒田長官石狩川支流空知川上流の川岸に顕れある石炭鉱

実検の際実地案内として随行を命ぜられ、是より先土人船人八名丸木舟一艘雇入れ万端準備をなし置き、長官殿始め権大書記官鈴木大亮外随行者乗船、石狩川を溯り究知川上流、今の歌志内の真裏に当り川岸に石炭塊の頭れあるを発見、長官自らシャツ一枚となり、鶴嘴を持たれ随行者は勿論土人等と共に掘鑿の結果横四尺縦三尺の大石炭塊を掘出し是を丸木舟に積載持帰れり。該石炭は、当時札幌鉄道開通後札幌停車場中等待合室に永く置かれたり。其後開拓使畠山課より炭質其量に付調査のため山田技師數十人の工夫を従へ数年間実測に従事せり。



松本十郎

とある。これは赤平の地域での採炭となるが、その後山田技手等の調査は明治十年から十二年にかけて行われ、より上流の芦別地区に及び空知炭田の有望なることが確認された。

5 永山長官の視察

明治二十一年六月十五日岩村長官は元老院議官に転任となり、陸軍少将永山武四郎が屯田兵本部長との兼任で第二代北海道長官となつた。同年九月永山長官は多数の随行者を伴つて上川を視察したが、当時の北海道毎日新聞にその状況を掲載しており、特に滝川に関することが詳述されているので左に抜萃記載する。

九月二十日

永山北海道庁長官上川巡視の爲め、札幌第一番汽車にて市来知に至る。随行者は本田、野崎、和田の三少佐、大島大尉及理事官に部長。浅羽靖札幌郡長(當時上川郡所轄)、古川浩平通信課長、西田守信其他札幌区内の有志者、谷七郎、

阿部宇之八、岡田佐助、後藤半七、飯惣七、佐藤金吾、西田某、野中氏黙等の諸氏なり。民間有志の行に伴はるるもの官民一致の力を以て、他田の地を開かんとするの旨意に出でたるにあるといへり。惜い哉此紀行の初日即ち九月二十日の記事は八号索むれども得ず。故に二十一日以来の紀行を掲ぐるにあり。

九月二十一日

夜来の風雨漸く収まり檐滴声なく樹色拭ふが如し、一同勇んで臥床を離れ朝餐を喫する頃、陰雲四散し旭影山嶺に現る。聞く市来知・空知太間の道路多くは茫地深く時に馬腹に達し騎して行く可からず、馬を下り朝(注 ひきづな)を取り路を捨うと行く亦た甚だ艱難なり。故に或は半途より還るものなきにあらずと、余等尽く之れを信ずるものにあらずと雖ども寧ろ之れが準備を為すに若かずと思惟し、脚絆、草鞋を穿て午前七時各々騎して逆旅を發し進むこと町余、道路一縦一横恰かも小字形を為す。右方に標杭あり「従是上川郡街道」と大書す。即ち折れて右に向ひ行くこと一二町、古川札幌区長衆に向テ曰ク、永山長官タツプロブに登臨セラル一行の中登るに意なき者は山下を左折せよと此山頗る眺望に富む故に平生見慣れたる市来知人を除くの外は皆随ひて登る坂路急なりといへども馬慣れて更に危きを感じず。頂きに阿屋あり近年此地に遊ぶもの多きを以て特に之れを設けて休憩に便すと云へり。監獄署員先ず在り、腰掛及びテーブル等を按排して茶を侑めらる蓋しタツプロブとは土人の称呼にして毫も眼眸を遮るものなく眺望絶佳というの意なり。此山市来知を距る大約一里許在時ライマン氏開拓使の命に依り地勢を測量するに際し此絶頂を以て起点とす其元標今尚存せり。高畑氏余を顧み指示して曰く「北方遙かに山岳疊々として雲際に聳ゆるものは雨竜なり、西方に屹立するは石狩、樺戸兩郡に跨る阿蘇岩登なり、樺戸のウランナイ山を越えて雲烟模糊の中にあるものを増毛の諸山とす。西南に起伏するは札幌の手稲岳なり、南方白雲巻舒の間に隠見するは胆振の樽前山にして、南西にあるは馬追山なり。」と、指向ふ所眼之れに隨ふ。其眺望の奇なる真にタツプロブの名に負かずと謂ふべし。

既にして一行又騎して山の背面を下り上川街道に出づ、此道幅大凡六尺深林密所の間を鑿開し真の仮道たるに過ぎず其通過する処大概沮洳地にして時に馬



永山武四郎

脚を没する所なきにあらず雖も、泥濘深き所には割木を敷き葦又は笹を其上に加へたるを以て市米知にて聞くが如きの艱難を覚えず、行くこと半里許り坂路あり樺戸見坂と云ふ。嘗て桂少將此地を過ぎり坂上より樺戸地方を一望するを以て此名称を下されたるなりと。坂を下りて行くこと里許架橋あり。百人橋と云ふ。蓋し此工事百人の工手間を費やせしを以て此名あり。又進んで美唄川の渡船場に至る。此処市米知を距る三里五丁渡守を福島磯次郎と云ふ。明治十九年八月市米知より此処に移り官の允可を得て渡守を始めたるも旅客甚だ少なく為めに糊口に困難し僅に野菜を作り又は蝗虫駆除の人夫に役せられ漸く其日を送りたり。然るに昨年以來官吏其他の人々上川へ往復する者漸く多きを加へたるを以て稍々生計の途を得しもの如しと云へり。小屋の前後に菜園あり、甘藍(注 カンラン)キャベツ)蘿蔔(ラフク)だいこん)午莠(ゴボウ)葱、玉蜀黍等を栽ゆ、其生育共に可なり。

永山長官此小屋に於て暫時休憩せられ其より川を渡り又進んで産化美唄川の土橋を渡り、字茶志内を經此処林中楓葉あり、時尚ほ早きを以て未だ紅を染めず、若し数日を後れたらんには一層の靨を添へ車否な馬を駐めておもむろに楓葉の晩を愛するの人もあるべし。字茶井江に至りて午餐を喫す。此処に草小屋あり是れ市米知地方より来りて此近傍の溪流に鰍を釣する者の休泊する所なりと、午餐後暫く勞を休め再び馬に跨つて発し、長林密笹の間を過ぎり、奈井江に至る。二、三の草小屋あり、是れ亦漁樵の休泊所なり、此処高台にして樹木を生せず、台下に二河流あり、後は密林を以て囲み大に風致あり小坂を下り河水を涉り更に進んで字豊平の小流を越え歌臼内川を渉る。河水清澄掬すべし。聞く此上流二里許に石炭層あり幌内に連絡して頗る炭層に富む此度園田実徳、村田堤、古川兼二郎の三氏採掘の許可を得し処なりと。弁慶歌臼内の小橋を渡り行くこと数町、路傍に清泉の湧出するあり。是れ高畑氏の曾て此線路開さくの際発見したる者にして爾來屢々実験するに如何なる早天と雖も更に水量を減ぜず、如何なる霖雨に遇ふも毫も其量を加へず、此近傍に在ては復た得難き冷泉なりと。又行くこと里余樹木中断し地勢稍々高き草原に出で右方遙に空知の連山を望む。既に通過せし所は密林長笹にあらざれば茅、芦、七ツ葉叢生し其丈高く頭上を越え四辺を見る能はず、此に至って大に鬱閉を開くの思あり。路又樹木の間に入る樹木皆亭々直立して恰も他道の杉林を見るが如し。午後四時空知川に達す。

第二章 開村以前

河畔に一小茅屋あり渡船を掌る者の住する所なり。屋四壁皆大樹皮を以て之を蔽ふ。此に於て馬を下り、船に乗じて川を渡る。前岸埠頭より新道既に成りて其直き矢の如し、埠頭を距る数百步右側に事務所倉庫等を望見し殆ど都府に入るの想あり是れ則ち空知太なり。

事務所は西方に面し建坪大凡六十坪中央十字形に廊下を通し四個の室を設け、其後別に一室あり事務を掌理し兼て行旅の宿泊に供せんとす。又浴室倉庫あり、倉庫は一棟にして之れを三区に画す。建坪三十坪とす、事務所の傍に仮獄舎あり、大樹皮を以て造る其構造恰も漁場の納屋に異ならず、其簡略なる以て統御其法を得、囚徒の心服するを知るべきなり。聞く事務所の建築は昨年四月を以て起工し其年竣工す、其工事は総て囚徒二十人の手に成ると云へり。

此地屋間今尚ほ蚊多く室内に群り来りて人に迫り、払へども容易に去らず大に困却せり。然れども日没に至れば悉く散歸して其影を止めず、故に寝るに蚊帳を要せず又安眠を妨げらるることなし。聞く此地の蚊は初夏の頃に出で陰曆九月下旬に終り、其間三回孵化するもの如しと云へり。

九月二十二日 晴

午前七時空知太を發す。今日小田恭包氏分れて雨竜野に向ふ。氏は淡路の人なり、年尚ほ壯といへども夙に開墾事業に志し、曩に札幌農学校を修め卒業の期已に近づき又這回、永山長官巡視の挙あるを機会として、此処迄随行し予て嚮望する処の雨竜原野に至りて地を相し将来の計画を為さんと欲し單騎雨竜に向へるなり。今日向ふ所は昨日に反し大道砥の如く又髪カミの如く一同馬を驅つて行く。行くこと数町樹林中断する所、茅芦雜生す標杭あり。

左を北海道庁用地と為し右を樺戸監獄署用地となす。大道より左右狩川を距る僅に八丁余なりと、字良畝内、覚脂を經て坂あり熊穴坂と云ふ。昨年此地を開さくするに當り囚徒一大土窟を發見す。皆云ふ是れ古昔源廷尉の此地方を過ぎりし時住居せし跡ならんと、偶々の一土人來り之れを見て曰く彼の懼るべき熊の窟なり、蓋し昨年迄棲息せしものならんと。是れに由り字して熊穴坂と云へり。進んで字大谷地に至る。地質茫地、大なる排水を通し二ヶ処に板橋あり。又江部乙の板橋を渡り前途に長坂あり頂上高さ海面を抜くこと三十八尺なり。然れども其勾配頗る低く以て車を通すべし。坂のある処狼谷と云ふ。常に狼糞あるを以て此名あり。進んで須磨内に至る。未だ至らざる数町路傍の林間に茅屋あり、土功に従事する囚徒の宿泊する処なりと、須磨馬内橋(板橋)を